

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協議会は、自然と共生する里づくり連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、いすみ市内の里山・里地・里海の自然環境の保全・再生を通じた地域活性化を推進し、持続可能な生物多様性に富んだ自然と共生する魅力的な地域づくりに資することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自然環境の保全・再生に関する施策の総合的推進に関すること。
- (2) 環境保全型農業の再生を通じ、持続可能な生物多様性に富んだ魅力的な地域づくりに関すること。
- (3) 自然環境保全・再生を通じ、地域活性化を図る「自然と共生する地域づくり」の総合的推進に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会員等

### (協議会の会員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

#### (農業関係団体)

- (1) いすみ農業協同組合
- (2) ちば国吉米匠の会
- (3) 岬稲作研究会
- (4) 八乙女営農組合
- (5) 農事組合法人みねやの里
- (6) 榎沢営農組合
- (7) 井沢営農組合
- (8) 荻原区環境保全会
- (9) いすみ有機農業クラブ
- (10) JA いすみ青年部
- (11) いすみ市野菜生産組合
- (12) JA いすみナバナ出荷組合
- (13) いすみ市新規就農者ネットワーク
- (14) 株式会社ごじゃ箱
- (15) ちまちファーム
- (16) 有限会社石井青果
- (17) いすみ市有機農業推進協議会

#### (自然環境保全・生物多様性関係団体)

- (1) 畦道倶楽部
- (2) 房総野生生物研究所
- (3) 夷隅郡市自然を守る会
- (4) NPO太東埼燈台クラブ
- (5) ビーチクリーンアップ岬実行委員会
- (6) いすみ夢鯨の会

- (7) 桑田里山の会
- (8) いすみたんぼのがっこ
- (9) 山田源氏ぼたるの里を守る会  
(地域経済振興関係団体)
- (1) いすみ市商工会
- (2) いすみ市商工会青年部
- (3) いすみ市観光協会
- (4) 夷隅東部漁業協同組合
- (5) いすみ市宿泊業組合
- (6) 外房大原旅館組合
- (7) 大原民宿組合
- (8) いすみ市女性の会連絡協議会
- (9) みさきPC倶楽部
- (10) NPO法人いすみライフスタイル研究所
- (11) 大原小浜郵便局  
(自治体等)
- (1) 国土交通省
- (2) 千葉県
- (3) 一般財団法人千葉県環境財団
- (4) いすみ市  
(その他)
- (1) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めた者

(届出)

第5条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数、選任及び任期)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 部会長 4名
  - (4) 監事 4名
- 2 役員は第4条の会員の中から総会において選任する。
- 3 役員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。

### 第4章 総会及び部会

(総会の開催)

第8条 協議会は、第3条の事業を行うために、総会を年1回以上開催する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 会長は、関係機関、有識者等に対しオブザーバーとして総会への出席を依頼することができる。

(総会の招集)

第9条 協議会の総会は、会長が招集する。また、会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったときは、会長はその請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決方法)

第10条 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第11条 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

3 第8条第2項及び第10条並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものと見なす。

(部会)

第12条 協議会は、事業を円滑に推進するため、次の部会を置く。

- (1) 環境保全型農業連絡部会
- (2) 自然環境保全・生物多様性連絡部会
- (3) 地域経済振興連絡部会
- (4) 有機野菜連絡部会

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、総会で定める。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

## 第5章 庶務

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、いすみ市農林課、水産商工観光課が行う。

## 第6章 会計

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業費)

第16条 協議会の事業費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金
- (2) その他の収入

(繰越金)

第16条の2 機械の修繕等積み立てのために補助金以外の収入がある場合は、翌年度への繰越を認めることができる。

## 第7章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第17条 この規約は、総会において出席者の過半数の同意を得なければ変更することはできない。

(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第18条 第3条の事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、市補助金相当額にあつては交付要綱等に基づき市に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第8章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第19条 文書の発行名義人は、会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第20条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 文書保存簿

## 第9章 協議会会長印の取扱

(種類)

第21条 会長印は、「自然と共生する里づくり連絡協議会会長」の名称を彫刻するものとする。

## 第10章 雑則

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成20年10月8日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。
- 4 平成21年5月26日改正
- 5 平成23年5月10日改正
- 6 平成24年5月29日改正
- 7 平成25年5月31日改正
- 8 平成26年5月30日改正
- 9 平成28年5月12日改正

10 平成29年6月30日改正

11 平成30年5月22日改正

12 令和2年6月30日改正

13 令和3年6月30日改正